

国立大学法人東京外国語大学教員の 選択定年制に関する規程

〔平成22年 3月23日〕
規 則 第 12 号

改正 平成31年 3月25日規則第73号

(総則)

第1条 国立大学法人東京外国語大学職員就業規則(平成16年規則第52号)第23条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)に勤務する教員(以下「教員」という。)が、それぞれの生涯設計に基づいて、自らの定年年齢を選択する選択定年制に関して、必要な事項を定める。

(適用対象)

第2条 選択定年制を適用する教員は、国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程(平成16年規則第56号)別表第1に掲げる教員とする。

(定年年齢の選択)

第3条 教員は、満63歳から満65歳までのいずれかの年齢を定年年齢として自ら選択するものとする。

(申請手続)

第4条 学長は、各年度ごとに当該年度において満62歳となる教員に対して、8月末日までに定年年齢の選択について通知する。

2 前項の通知を受けた教員は、満62歳となる年度の12月末日までに定年年齢を自ら選択し、所定の様式により学長に申し出なければならない。

(定年年齢の決定)

第5条 前条第2項の申し出により、学長は各教員の定年年齢を決定し、本人へ通知する。

2 前項の通知を受けた後は、これを変更することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、63歳に達した日以後に役員に就任することとなった場合には、就任日の前日の年齢を定年年齢とする。

(退職日)

第6条 定年による退職の日は、前条第1項で決定した定年年齢に達した日以後における最初の3月31日とする。ただし、63歳に達した日以後に役員に就任することとなった場合には、就任日の前日を定年による退職の日とする。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、前条の退職の日から1月以内に支給する。

2 退職手当の支給額の算出にあたっては、満63歳に達した日以後における最初の3月31日までの勤続年数を上限とする。

3 その他退職手当に関しては、国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程(平成16年規則第23号)の規定による。

(その他)

第8条 教員の選択定年制に関して、この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に満63歳となる者については、第3条中「満65歳」とあるのは、「満64歳」と読み替える。
- 3 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に満63歳となる者については、第4条第1項中「満62歳」とあるのは「満63歳」と、「8月末日」とあるのは「4月末日」と、同条第2項中「満62歳」とあるのは「満63歳」と、「12月末日」とあるのは「6月末日」と読み替える。

附 則

この規程は、平成31年3月25日から施行する。